

デジタル複合機賃貸借並びに複合機保守及び消耗品等の供給契約書（案）

支出負担行為担当官 九州運輸局長 下野 元也（以下「発注者」という。）と〇〇（以下「受注者」という。）は、次の条項によりデジタル複合機の賃貸借並びに複合機保守及び消耗品等の供給契約を締結する。

共通事項

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が所有するデジタル複合機を発注者の使用に供し、適切な操作方を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複合機に必要なドラム及び消耗品等（用紙を除く。以下同じ。）を円滑に供給することを目的とする。

（契約対象物件）

第2条 契約対象物件は、別紙のとおりとする。

（設置場所）

第3条 契約対象物件の設置場所は、別紙仕様書のとおりとする。

（信義誠実の義務）

第4条 発注者、受注者両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡禁止）

第5条 受注者は、発注者の書面による承諾を得ないで、この契約の履行を第三者に委任し、又はこの契約により生ずる権利を譲渡してはならない。

（一括再委託の禁止）

第6条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務）

第7条 受注者は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2 受注者が請負業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。

3 第1項のなお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

4 前項の規定は、乙がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、

模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。ただし、保有個人情報、個人番号、特定個人情報及び行政機関非識別加工情報を扱う業務はこの限りではない。

(機密の保持)

第8条 受注者は本契約の実施にあたって知り得た業務上の秘密は外部に漏らしたり、又は他の目的に使用したりしてはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第9条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5.00%の割合で計

算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき

七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第六号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第11条 この契約について定めのない事項及び発注者受注者間に紛争又は疑義を生じた事項については、その都度発注者及び受注者が協議して定める。

複合機の賃貸借に関する事項

(契約期間)

第12条 「複合機の賃貸借に関する事項」の契約の有効期間は、平成31年4月1日から平成36年（2024年）3月31日までとする。

(賃貸借料)

第13条 契約対象物件の賃貸借料は、月額〇〇円（消費税抜）、契約金額□□円（消費税抜）とする。

(賃貸借料の請求等)

第 14 条 発注者は前条に定める賃貸借料について、受注者から適法な請求書の提出があったときは、受理した日から 30 日（以下「支払約定期間」という）以内にこれを支払うものとする。

- 2 適法と認められない請求書が提出された場合、その訂正のために要した日数は、前項の支払約定期間には参入しない。
- 3 発注者の責に帰すべき理由により、第 1 項の支払約定期間内に前条の賃貸借料が支払われなかったときは、発注者は受注者に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定に基づく遅延利息を支払うものとする。

(機械の所有権)

第 15 条 機械の所有権は受注者に属し、発注者はこれを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用する。

- 2 発注者は、機械が受注者の所有であることを示す表示等を毀損したり、機械の現状を変更するような行為並びに機械を外に売却・譲渡・貸与・流用その他受注者に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならない。

(保険)

第 16 条 受注者は、契約対象物件に受注者の費用により動産総合保険を付保するものとする。

(賃貸借契約の価格訂正)

第 17 条 経済変動その他相当の事由により受注者が価格を訂正する必要がある場合、受注者は発注者に対して 1 ヶ月前に文書によってその旨を通知し発注者受注者協議のうえ決定する。

(損害賠償)

第 18 条 受注者は発注者が故意または重大な過失によって契約対象物件に損害を与えた場合は、その損害額について発注者に請求することができる。

- 2 前項の場合において動産総合保険で補填された損害額に対しては前条の規定に関わらず発注者に請求しないものとする。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第 19 条 国庫債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおりとする。

- 平成 30 年度〇〇円（消費税抜）
- 平成 31 年度〇〇円（消費税抜）
- 平成 32 年度〇〇円（消費税抜）
- 平成 33 年度〇〇円（消費税抜）
- 平成 34 年度〇〇円（消費税抜）

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。

(賃貸借契約満了による返還)

第20条 契約の期間満了により、この契約が終了した場合、発注者は契約対象物件を速やかに受注者に返還しなければならない。その際の費用については、受注者の負担とする。

複合機保守及び消耗品等の供給に関する事項

(契約期間)

第21条 「複合機保守及び消耗品等の供給に関する事項」契約の期間は、平成31年4月1日から翌年3月31日までとする。

(保守及び消耗品等代金)

第22条 保守及び消耗品等代金は別紙のとおりとする。

(保守代金の請求)

第23条 受注者は毎月末において発注者の係官の確認を受けて、複写枚数を算出し、保守及び消耗品等代金ならびに法令所定の消費税及び地方消費税を発注者に対し請求する。

- 2 受注者が請求する消費税及び地方消費税額は、この契約に基づき受注者が発行する請求書に記載する保守及び消耗品等代金その他発注者の金銭債務合計金額に法令所定の税率を乗じた金額(円未満は切り捨て)とする。

(保守代金の支払)

第24条 発注者は受注者から前条による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

- 2 発注者の責に帰すべき事由により、支払期限までに契約金額の支払いが遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(複合機の保守)

第25条 受注者は複合機を発注者が正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して点検・調整を行う。

- 2 複合機が故障した場合は、発注者の要請により、受注者は技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 受注者の作業の実施は、受注者所定の営業時間内に行う。但し、やむを得ざる事情により時間外に作業を実施した場合は、受注者は発注者に対し受注者所定の料金を請求することができる。

(保守適用除外)

第26条 次の各号に該当した場合、受注者は第22条の保守及び消耗品等代金のほかに複合機の保守に要する費用を発注者に対して請求することができる。

- 1 複合機が次の原因により故障、損傷した場合。
 - ① 受注者の技術員以外の者による改造、修理、分解及び加工。
 - ② 受注者の技術員の立ち会いを得ずしてなされた設置場所の変更。
 - ③ 受注者所定以外の部品又は消耗品の使用。
 - ④ 受注者指定の操作方法以外の方法による使用。
 - ⑤ 故意又は重過失など発注者の責に帰すべき事由。
 - ⑥ 災害、天災地変など受注者の責によらざる事由。
- 2 受注者所定のサービス地域に含まれない場所への移動をした場合。

(消耗品等の供給)

第27条 ドラム・ディベロッパーは受注者の技術員の点検又は発注者の通知に基づきコピー質維持のために受注者が必要と認めるとき、受注者はこれを取り替える。

- 2 その他の消耗品については、受注者の指定する者の巡回又は発注者の申し出によって予備手持量の不足を知ったとき、受注者は当該消耗品を供給する。

(消耗品等の所有権)

第28条 消耗品の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用する。

- 2 発注者は消耗品等が受注者の所有であることを示す表示等をき損したり、消耗品を他に流用する行為をしてはならない。
- 3 発注者は前2項に反し、受注者に対し損害を与えたときは、その賠償の責に任ずる。

(設置場所の変更)

第29条 発注者は頭書所定の設置場所を変更する場合は、予め受注者に通知する。この場合、複合機の移動は受注者が実施する。発注者は移動、設置調整等、設置場所の変更に必要な費用を受注者に対して支払う。

(保守契約の解約及び解除)

第30条 発注者又は受注者は、正当な理由がある場合には、1ヶ月前に文書によって相手方に通知することによりこの契約を解約することができる。

- 2 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、この契約を解除することができる。
- 3 前項によりこの契約が解除された場合、発注者又は受注者はこれにより蒙る相手方の損害については共にその責を負わない。

(保守料金改訂)

第31条 この契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動、その他経済事情の変化により価格を改訂する必要があるときは、受注者は価格改訂日の1ヶ月

前までに文書にて価格の改訂を発注者に通知し、発注者・受注者協議の上、新価格を決定する。

(残存消耗品の返還)

第32条 保守契約の期間満了及び第30条により、この契約が終了した場合、発注者は残存消耗品を速やかに受注者に返還しなければならない。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者・受注者記名押印の上、各1通をそれぞれ保有する。

平成 年 月 日

発注者 福岡市博多区博多駅東2-11-1
支出負担行為担当官
九州運輸局長 下野 元也

受注者

支局・事務所名	住所	現在設置機種	納入 台数	保守及び消耗品等代金 (1枚あたり単価)	
				モノクロ	フルカラー
カラー複合機 50枚/分以上(コピー、FAX、ネットワークプリンター、ネットワークスキャナー機能を有するデジタル機) 3台					
九州運輸局海上安全環境部 船員労働環境課	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館 8F		1		
長崎運輸支局 東長崎庁舎	長崎県長崎市中里町1368		1		
鹿児島運輸支局 谷山港庁舎	鹿児島県鹿児島市谷山港2-4-1		1		
カラー複合機 40枚/分以上(コピー、FAX、ネットワークプリンター、ネットワークスキャナー機能を有するデジタル機) 6台					
久留米自動車検査 登録事務所	福岡県久留米市上津町 2203-290		1		
佐賀運輸支局 本庁舎	佐賀県佐賀市若楠2-7-8		1		
宮崎運輸支局	宮崎県宮崎市大字本郷北方字 鶏戸尾2735-3		1		
宮崎運輸支局	宮崎県宮崎市大字本郷北方字 鶏戸尾2735-3		1		
鹿児島運輸支局 本庁舎	鹿児島市泉町18-2 鹿児島港湾合同庁舎		1		
下関海事事務所	下関市東大和町1-7-1 下関港湾合同庁舎		1		
カラー複合機 30枚/分以上(コピー、FAX、ネットワークプリンター、ネットワークスキャナー機能を有するデジタル機) 3台					
九州運輸局海上安全環境部 海技試験官	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1		1		
厳原自動車検査登録事務所	長崎県対馬市厳原町久田 645-8		1		
奄美自動車検査登録事務所	鹿児島県奄美市名瀬和光町 12-1		1		